



広 報

あんど

平成19年
2007

7

No.416

Heart Full Information



筍掘りを体験したよ。

安堵小学校3年生の皆さんが、安堵観光ボランティアの会の皆さんの協力を得て、「中氏邸」で筍掘りを体験しました。掘った筍は大きなかまどで茹でて試食もしました。

7月は差別をなくす強調月間です

『おもいやり 持つとみんなが いい笑顔』

安堵町長 島田 悠紀夫

皆様方におかれましては、平素より町行政の発展推進に深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、それぞれの立場であらゆる差別をなくすためにご努力を賜っておりますことに対しまして深く感謝申し上げますとともに心より敬意を表する次第であります。

二十一世紀を迎えて早七年が経過した今、あらためて、「二十一世紀輝く未来に残すな差別」のスローガンを思いおこした時、とまどいやためらいを感じずにはいられない状況があります。私たちの身のまわりでも、今なお、同和地区の人々や高齢者・女性・「障害者」等々の社会的弱者に対する人権侵害事件・事象、さらには学校における「いじめ問題」が多発し、啓発・教育の一層の推進が必要であると痛感されます。私たちは、人間の尊厳を阻害するあらゆる形態の差別に憤りを持ち、「行政施策」「行政啓発」の推進を図っていくことを、決意を新たに確認しあいたいものです。

今一度私たちは、人権問題にどのように向きあい、自己の意識をどう変革してきたのかを厳しく問い返してみることが大事です。地域社会を見つめ、人権侵害の現実をふまえて、自分自身の問題として差別の撤廃と人権尊重の地域づくりを一層進めていくことが必要です。

安堵町におきましても、「安堵町部落差別の撤廃及び人権擁護に関する条例」や「個人情報保護条例」の趣旨を踏まえて、あらゆる人権侵害の解消及び啓発活動に取り組みとともに、「赤ちゃんからお年寄りまで全ての方々が安心して暮らせる町づくり」を目指していきたいと考えておりますので、皆様方のより一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

第33回

差別をなくす町民集會にご参加ください

あらゆる人権問題についての基本的認識の徹底と人権の確立に対して様々な啓発や運動を行ってきましたが、残念ながら差別落書きをはじめとするいろいろな差別が根強く残っています。

人がそれぞれにもっている「人権」を尊重しあい、あらゆる差別のない社会づくりを推進しましょう。

日時 7月28日(土)

午後1時～4時

会場 トーク安堵カルチャーセン

ター

内容 式典・講演会

講師 タレント・漫才師

辻 イト子 氏

演題 「子育てから学んだこと、知的障害者の長女といつも明るく」



平成19年 第1回安堵町議会臨時会

5月9日(月) 午前10時 安堵町議会臨時会が開会され、補正予算、条例改正等が審議され、いずれも承認・可決されました。続いて、町議会議員の役職改選が行われ、同日閉会されました。

新役職 選出

議長

吉田 よしだ

宏至 ひろし

副議長

岡田 おかだ

裕明 ひろあき

議会議員選出

監査委員

安井 やすい

修氏 おさむ

常任委員会

総務産業建設常任委員会

委員長	松本 正弘
副委員長	吉田 忠世
委員	安井 修
委員	山岡 敏
委員	岡田 裕
委員	吉田 宏至

文教厚生常任委員会

委員長	森田 瞳
副委員長	溝脇 久利
委員	松田 和代
委員	田中 幹男
委員	岸田 充隆
委員	溝本 隆

議会運営委員会

委員長	岡田 裕明
副委員長	田中 幹男
委員	安井 修
委員	森田 瞳
委員	吉田 忠世
委員	溝本 隆

人事案件

○安堵町監査委員の選任につき同意を求めることについて【同意】
議会議員選出の監査委員に安井修議員が選任同意されました。

専決処分

○平成18年度安堵町一般会計補正予算の専決処分について(補正第8号)【承認】
補正額 30万2千円
歳入歳出総額 31億7,965万6千円
・主な補正内容
基金の利息を再度積み立てるための補正

○安堵町税条例の一部改正の専決処分について【承認】
地方税法等の一部改正(平成19年4月1日施行)による町税条例の改正
個人住民税において、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に対する軽減税率の適用期限を二年間延長された。法人住民税においては、法人課税信託の引受を行う個人及び人格なき社団等について、法人とみなし法人課税を適用することされました。
また、固定資産税において、長寿社会における住宅のバリアフリー改修を支援するため、税の減額措置が創設されたこと等の改正です。

○安堵町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について【承認】
国民健康保険法施行令の一部改正(平成19年4月1日施行)による町条例の改正
基礎賦課額に係る限度額が53万円から56万円に引き上げる改正です。

○安堵町消防団員等公務災害補償条例の一部改正の専決処分について【承認】
非常勤消防団員等に係る損害補償の補償基準額が改正されました。

条例改正

○安堵町税条例の一部改正について【可決】
地方税法等の一部改正に伴う町税条例の改正
個人住民税において、租税条約の規定に基づき、居住者が租税条約相手国の社会保障制度に保険料を支払った場合、一定の金額を限度として総所得金額から控除する措置が講じられる改正です。

補正予算

○平成19年度安堵町一般会計補正予算について(補正第1号)【可決】
補正額 2,650万3千円
歳入歳出総額 27億7,150万3千円
・主な補正内容
美化センター焼却炉の緊急補修費や教育相談研究事業を県教委から受託するための歳入増(財源更正)

○安堵町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について【承認】
国民健康保険法施行令の一部改正(平成19年4月1日施行)による町条例の改正
基礎賦課額に係る限度額が53万円から56万円に引き上げる改正です。

参議委員議員通常選挙の日程

公示日 7月5日(木)
投票時間 午前7時～午後8時
投票・開票日 7月22日(日)

ご注意ください

右の日程は広報編集時点での予定です。今後国会の事情により変更される事もあります。

投票場所

投票所名	投票所の場所	地区名
第1	安堵小学校体育館	東安堵南・柿の里・若草の里
第2	窪田中央公民館	窪田
第3	総合センターひびき	東安堵・飽波・センチュリー等マンション・あつみ台
第4	笠目公民館	笠目
第5	西安堵公民館	西安堵・新法隆寺興人
第6	岡崎公民館	岡崎
第7	小泉苑公民館	小泉苑
第8	かしの木台集会所	かしの木台・住之江寮

「住所を移転された方」

4月4日までに安堵町役場に転入届をされた方は、上記の地区名に於いての投票所で投票できますが、4月5日以降に届出をされた方は、前住所地での投票になると思われまますので、前住所地の選挙管理委員会にご確認のうえ投票を行ってください。

また最近安堵町内において住所を異動された方は、投票場所等が変わることがあります。

☆期日前投票

仕事や外出等により投票日に投票所へ行けない方は、投票日の前日までに期日前投票をすることができます。

期日前投票期間：7月6日(金)

から7月21日(土)まで

期日前投票時間：午前8時30分

から午後8時まで

期日前投票場所：安堵町役場

2階会議室 期日前投票所

☆郵便等による不在者投票

身体に重度の障害があり投票所へ行けない方は、郵便等による不在者投票をすることができます。

身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証を持っている方で下記の要件に該当する場合は、ご自宅で「郵便による不在者投票」を行うことができます。

該当要件		
手帳の種類	障害等	障害等の程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障害	1級・2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	1級・3級
	免疫機能の障害	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障害	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

在者投票」をすることができます。ただし、事前に「郵便等投票証明書」の交付を受けておく必要があります。

また、自分で記載できない方で一定要件に該当する場合は「代理投票制度」があります。

☆指定施設での不在者投票

奈良県選挙管理委員会から「不在者投票を行うことができる施設」として指定を受けている、病院や老人ホーム等に入院・入所中の方はその施設の中で不在者投票をすることができます。事前に施設の事務室等へ「不在者投票をしたい」旨を申し出てください。

☆滞在地での不在者投票

長期の出張や旅行等で、期日前投票期間も含めて他市町村に滞在する予定の方は、滞在先の市区町村の選挙管理委員会での不在者投票をすることができます。

郵送等に日数を要しますので、お早めにお問い合わせください。詳しくは、役場総務課内

安堵町選挙管理委員会までお問い合わせください

☎ 0743-57-1511

国民健康保険税は、このように算定されます

平素は、保険税の納付にご協力いただきありがとうございます。
平成19年度安堵町国民健康保険税の算定方法は以下のとおりです。

【医療分】 すべての方

①所得割額（各被保険者の所得に応じて計算）
（平成18年中の総所得金額―基礎控除額33万円）×9%

②資産割額（各被保険者の固定資産税額に応じて計算）

平成19年度の固定資産税額×30%

③均等割額（加入者数に応じて計算）
加入者数×27,000円

④平等割額（1世帯につきいくらかを計算）
1世帯当たり 30,000円

保険税（医療分）＝①＋②＋③＋④（課税限度額は56万円）

【介護分】 40歳から64歳の方

⑤所得割額（各被保険者の所得に応じて計算）
（平成18年中の総所得金額―基礎控除額33万円）×1%

⑥資産割額（各被保険者の固定資産税額に応じて計算）
平成19年度の固定資産税額×5%

⑦均等割額（加入者数に応じて計算）
加入者数×6,000円

⑧平等割額（1世帯につきいくらかを計算）
1世帯当たり 4,000円

保険税（介護分）＝⑤＋⑥＋⑦＋⑧（課税限度額は9万円）

【合計保険税額】 医療分と介護分の合計になります

（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥＋⑦＋⑧）

◎平成19年度国民健康保険税納税通知書は、7月中旬に送付します。



国民健康保険税の算定が変わります

国民健康保険法の改正により、平成19年度からの国民健康保険税の算定方法が、次のように改正されました。

①基礎課税限度額の引き上げ（医療分）

基礎課税額に係る限度額が、「53万円」から「56万円」に引き上げとなります。

②公的年金等特別控除の適用

公的年金等控除の見直しの影響を受ける被保険者について、激変緩和措置として、平成17年1月1日現在において65歳以上であった者について、段階的に本来負担すべき保険税額に移行できるよう、平成18年度から2年間、保険税の算定の際に特別控除が適用されます。

経過措置期間中の保険税所得割算定方法（年金収入のみの場合）

（年金収入―公的年金等控除）
公的年金等特別控除
18年度…13万円
19年度…7万円

―基礎控除額33万円―×9%

国民健康保険税の夜間納付窓口を開設します

国保税の納付窓口を開設しますので、ご利用ください。

◇期日 各納期日（19年…7月31日、8月31日、10月1日、11月30日、20年…1月31日、2月29日）

◇時間 午後5時30分～午後7時30分

◇場所 役場住民課2番窓口



～保険料免除制度の申請はお早めに！～

平成19年度の免除申請は7月から受付が始まります。

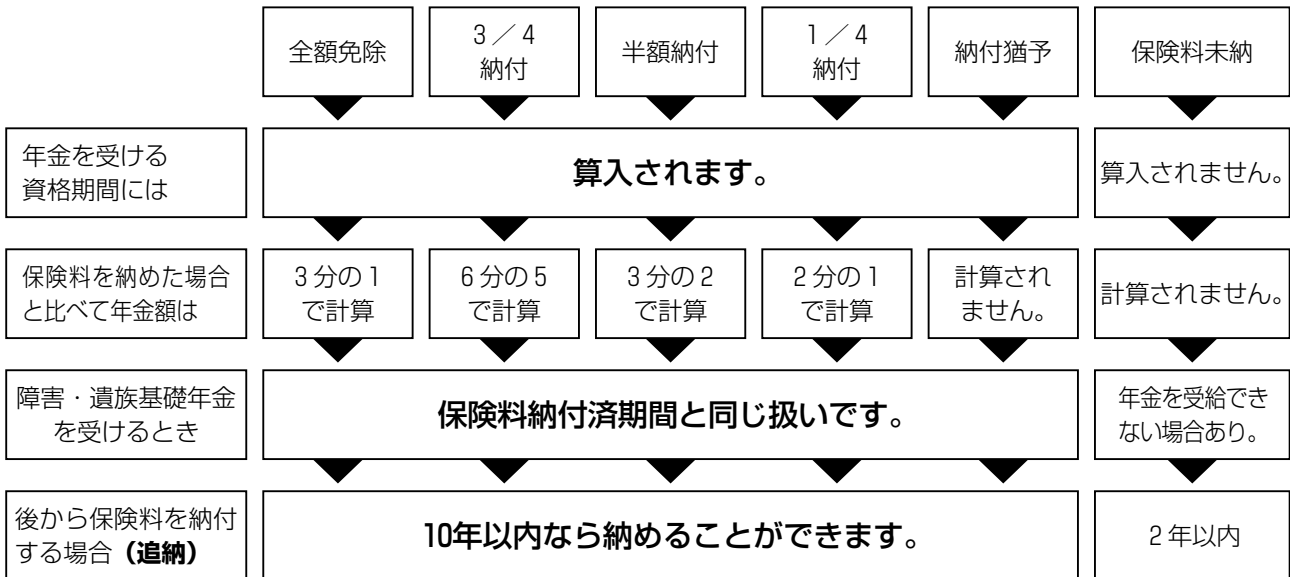
国民年金には、経済的な理由等で保険料（平成19年度の保険料額：14,100円）を納めることが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除される制度があります。【前年所得の審査があります。】

保険料免除申請は、保険料の全額が免除される「**全額免除**」、保険料の一部を納め、残りの保険料が免除される「**一部納付（3/4納付、半額納付、1/4納付）**」があります。

また、30歳未満の方には、「納付猶予（若年者納付猶予制度）」があります。

（前年度に全額免除・納付猶予が承認されており、継続申請の申出をされている方は、引き続き全額免除又・納付猶予に該当するか、審査を行いますので申請は不要です。ただし、**所得の申告をされていない方は、継続の審査ができない場合があります。**）

【申請して承認されるとその期間は・・・】



※ 【3/4納付】【1/2納付】【1/4納付】の承認を受けた場合、**その一部の保険料を納付されないと、その承認期間は保険料未納期間となりますので、ご注意ください。**

※ 追納する場合の保険料額は、免除等を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に追納すると、承認を受けた期間の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

【承認期間は・・・】 7月から翌年の6月まで

【審査結果（承認・却下）は・・・】 後日郵送でお知らせします。

（全額免除・納付猶予の承認を受けられた方が、翌年度以降も引き続き全額免除・納付猶予の申請を希望される場合は、翌年度は申請書の提出が不要となります。ただし、**失業又は震災等による損害を受けたことを理由とした全額免除・納付猶予又は一部納付の場合は、毎年の申請が必要となります。**）

【申請先・・・】 市町村役場の国民年金担当窓口まで（年金手帳・印鑑等をご持参ください。）

詳しくは、市町村役場の国民年金担当窓口または最寄りの社会保険事務所まで

年金加入記録提供サービスのお知らせについて

■インターネットでご自身の年金加入記録をいつでも閲覧できる「年金個人情報提供サービス」が便利です！

(ユーザーID・パスワードを取得してご自身の年金加入記録を確認しませんか?)

○これまでの年金加入期間について、以下の記録をご確認いただけます。

- ①これまで加入されている公的年金制度の加入履歴 (加入制度、事業所名称、資格取得・喪失年月日、加入月数等)
- ②国民年金の保険料納付状況
- ③厚生年金・船員保険の標準報酬月額、標準賞与額 など

※提供する年金加入記録は毎月1回更新いたします。

○社会保険庁ホームページ(<http://www.sia.go.jp/>)から24時間いつでも確認、お申込みができます。

◆お申込みの際は、基礎年金番号が必要となりますので、年金手帳または基礎年金番号通知書をご用意ください。

◆年金手帳等を紛失してしまった場合は、再発行することができますので、お近くの社会保険事務所にご相談ください。

介護保険料のご案内

介護保険は、社会全体で介護の負担を支え合う制度です。保険料は、みなさんが安心してサービスを利用するための大切な財源となりますので、納付にご協力をお願いいたします。

(介護保険料 納入通知書については7月中旬に送付します。)

$$\boxed{\text{基準額 (年額)}} = \boxed{\text{安堵町で必要な介護サービス費の総額}} \times \boxed{\text{65歳以上の方の負担分 (19\%)}} \div \boxed{\text{安堵町にお住まいの65歳以上の方の人数}}$$

平成18年度から平成20年度までの65歳以上の方 (第1号被保険者) の保険料額 【基準月額 4,300円】

段階	対象者	保険料 (年額)
第1段階	生活保護の受給者・本人及び世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受給している方	25,800円
第2段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	25,800円
第3段階	世帯全員が住民税非課税であって、第2段階以外の方	38,700円
第4段階	本人が住民税非課税 (世帯内に住民税課税者がいる場合)	51,600円
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満の方	64,500円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上の方	77,400円

◆平成19年度より、振替ごとに領収書は送付しません。納付 (振替済み) の確認は、年1回送付する口座振替済通知書及び通帳等でご確認をお願いします。

介護保険料の納め忘れにご注意下さい

○1年以上滞納すると

介護費用をいったん全額負担しなければサービスが受けられないようになります。(申請により後から介護保険給付分 (9割) が戻ってきます。)

○1年半以上滞納すると

一時的に給付の一部または全部を差し止められます。

○2年以上の滞納があると

サービスを利用する時に、未納期間に応じて自己負担が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなります。

お問い合わせ 健康福祉課 (福祉保健センター内) ☎57-1590 FAX 57-1592

**19年度福祉医療証
(老人医療・心身障害者医療・母子医療)
更新のお知らせ**

8月1日から新しい医療受給資格証で受診しましょう！

現在使用されている医療受給資格証（老人医療・心身障害者医療・母子医療）の有効期限は7月31日までとなっております。

☆該当される方には事前に通知（7月下旬予定）いたしますので、必ず更新手続きにお越し下さい。

「更新期限」…平成19年8月中旬に
「持物」…更新の通知書・同封の申請書・健康保険証・印かん・旧の医療受給資格証
お問い合わせ 役場住民課 ②番の窓口 ☎57-1511内線（2202）



制度名	対象者	所得制限等
老人医療	昭和12年8月2日～昭和15年7月31日の間に生まれた方で65歳以上69歳までの方。	世帯及び、扶養者の住民税所得割が課せられていない方。
心身障害者医療	1歳から65歳未満の方で身体障害者手帳1級から2級または、療育手帳Aの方	本人所得・扶養者（健康保険証の被保険者含む）所得制限があります。
母子医療	配偶者のない女子で18歳未満の児童を養育している方とその児童	本人所得・扶養者（健康保険証の被保険者含む）所得制限があります。

7月は「社会を明るくする運動」強調月間です。
防ごう犯罪と非行 助けよう立ち直り

おかえり。

あなたに信じてもらう。それだけで、歩き出せる人がいます。あやまちから立ち直ろうとする決意を、どうかまっすぐに受け入れてください。更生への道のりには、あなたの温かい支えが必要です。

「更生保護」とは、国とボランティアが力をあわせ、犯罪や非行を予防し、あやまちを犯した人の立ち直りを地域社会の中で助けていく活動です。

「更生保護」といっても、難しく考える必要はありません。社会には、様々なきっかけで立ち直る事が出来た人がたくさん暮らしています。私たちの町から犯罪や非行をなくすために、普段の生活のなかで、「できること」を探してみましよう。家族や地域に住む人との絆を強くすること。地域の交流を深める催しに参加すること。こうした「できること」の場をつく

ることも、「社会を明るくする運動」の大切な役割なのです。

新聞やテレビで事件が報道されない日はありません。安全で安心な社会を実現するためには、取締りを強化したり、あやまちを犯した人を処罰することも必要なことです。けれども、それだけで本当に十分なのでしょうか。犯罪や非行は地域社会でも起こります。そして、あやまちを犯した人が帰ってくるのも地域社会なのです。犯罪や非行をどのように防ぎ、あやまちから立ち直ろうと決意した人を、どのように受け入れていくのか。「更生保護」は、更生を目指す本人だけの問題ではなく、地域に暮らす私たち一人ひとりの課題でもあることを自覚しましょう。

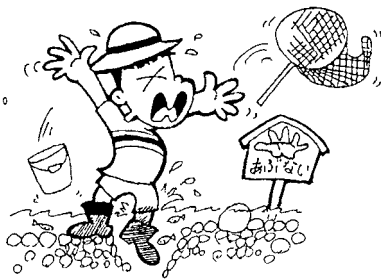
安堵町 安堵町 安堵町
安堵町 保護司会
安堵町 更生保護女性会

安堵駐在所だより

☎・FAX 57-2603
安堵駐在所

★水の事故に

遭わないよう!!★



水が恋しい季節となり、子供たちにとっては楽しい水遊びのシーズンです。

しかし、この時期は海や川での事故が多く発生する時でもあります。子供が事故に遭わないためには大人が気を付けるようにしましょう。○日頃から子供たちだけで危険な場所へ行かないよう教えておきましょう。

○海や川へ行ったときは子供から目を離さないようにしましょう。

○川や池で危険な遊びをしている子供を見かけたら注意しましょう。○普段から水の怖さを教えましょう。

**あなたの自転車は
消耗品ですか？**

【毎日発生する犯罪とは・・・】

毎日発生する犯罪は、自転車・オートバイを狙った乗り物盗です。特に自転車は、ホームセンター等で1万円以下で販売されているのもあって「もし、盗まれたら、また新しいのを買えばいい」という消耗品感覚になっているのが、現状です。

しかし、それは解決にはならず、新しい犯罪を引き起こす事になるのです。

【防犯対策】

○短時間でも自転車・オートバイから離れる時は、必ずカギをかけて。二重ロックが有効です。

○管理人・防犯カメラが完備されている駐輪場でも、必ずカギをかける。

○路上駐車しない。

○大事な自転車・オートバイは自分で守る工夫を！

○私は大丈夫、関係ないと思っている人が被害に遭っています。

○馬蹄錠（後輪に設備されている輪っか状のカギ）の防犯能力はほとんどありません。「過去の被害状況より」

※簡単に盗ませない！泥棒に時間をかけさせる事が大事です。

不法投棄・野焼き撲滅!!

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律は平成16年に改正され、厳しい罰則が設けられましたが、未だにゴミを河川や他人の敷地等に投棄する事案が散見され、また、同じく安易にドラム缶等で家庭ゴミ等を燃やす事案も多ク発生しています。

法第16条【投棄禁止】・第16条の2
【焼却の禁止】

罰則（未遂も含む）
5年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金、又は併科

《みんなできくろう》

安心の街

通報先 110番（警察本部）
☎0745-72-0110（西和警察署）
☎0743-57-2603（安堵駐在所）

**不法滞在・不法就労
止にご協力ください!**

●不法滞在者・不法就労の現状

偽造パスポートや密航船などで不法に入国したり、在留（滞在）期限を超えても出国せず不法に在留する不法滞在者は、推計22万人で依然として多く、その大部分は不法就労しています。

最近では、悪質な不法滞在者たちがグループ化して犯罪を犯すケースが増えており、我が国の治安を脅かしています。

●皆さんへお願い

不法滞在者など働くことが認められない外国人を雇った事業主は、法律で処罰されます。

雇用する際は、必ずパスポート等を確認してください。

不審な人を見かけた際は、迷わず110番または最寄りの警察署、交番、駐在所に通報をお願いいたします。

●お問い合わせ

西和警察署
☎0745-72-0110

乳幼児期の子育て

教えて待つこと

待つことの大切さは、子育てのどの時期にも大切な姿勢だと思います。とりわけ、幼児期前半のしつけの時期には、根気よく待つことがとても大切だと思います。

この時期、トイレを中心にいろんなしつけをしていきますが、決して早くできれば良いというものではありません。他の子どもと比較する必要もありません。「オシッコはここですよ」とか、「スプーンを使って食べるのよ」、「手づかみで食べてはいけません」など、「こうなさい」「こうしてはいけません」ということを教えていきます。「こうするのがいいのよ」「こうしてはいけません」などと、根気よく、気長に教えて、できなくても慌てて、急がせる必要もありません。いつからできるかは子どもに任せましょう。

こうするのが良いのよ、いつからできるかは、あなたができるようになったらいいのよ。といった感じで気長に待ちましょう。これが教えて待つということです。

そうすることで、子どもの中に自律性が育っていきます。自律性とは自分の衝動を抑えて、自分をコントロールする力です。



ていかかずら

教育放送

中学生の頃の話。ちょうどテレビが各家庭に出始めた頃。もちろん白黒テレビで、放送時間も決まっていた、たしか2チャンネルと4チャンネルしかなかったと思う。そのうちに6チャンネルも映るようになった。その頃の話。

母がどこで聞いてきたのか、教育放送が始まるらしい、子どもにとっても良いらしいと言いつつ出した。12チャンネルで放送されるらしい。子どもの教育に良いから何とか見られるようにしようと父に申し出た。当時は、決まったチャンネルしか見られなかった。12チャンネルを見るためには電気屋で部品を取り付けて映るようにしなければならなかった。

父はあまり乗り気ではなかったが子どものためという言葉には弱かった。父と私はテレビを天秤棒に結わえて生駒市の電気屋に行き、映るようにしてもらった。

家に持って帰ってアンテナをつなぐと確かに12チャンネルが映った。

学びと育ちの扉

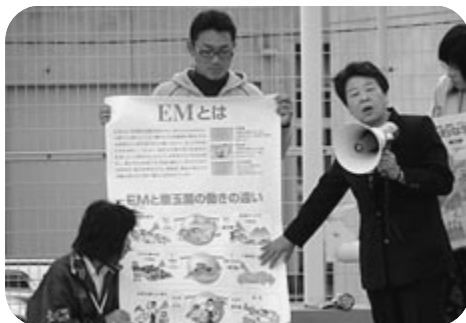
学校教育は今…

自分達の身近な所から環境に気を付けよう！

5月2日、環境教育の一環として安堵小学校と安堵中学校のプールにEM活性液を入れました。

「EM」とは、Effective Microorganismsの略で、有用微生物群（乳酸菌・酵母菌・光合成細菌が主体）のことです。その有用な微生物を集めたものがEMI原液です。培養したものがEM活性液となり、さまざまな汚れをきれいにして浄化させる働きをもっています。「EM」を活用すると、川や海の浄化にも役立ちます。安堵町にお住まいの後藤和子さんに「EM」について教えていただいた後、安堵小学校では企画委員会の児童が、安堵中学校では1年生の生徒が、それぞれのプールにEM活性液を投入しました。各ご家庭でも自分達の身近な環境について少し見つめ直してみてもはどうでしょうか？

☆プールサイドで説明を真剣に聞く安堵中学校1年生



☆「EM」について説明中の後藤和子さん。

☆説明を聞く安堵小学校の企画委員会の児童



☆児童・生徒が自らの手でEM発酵液をプールに入れていきます。さて、今年のプールの水はどのようなになるのでしょうか？楽しみです。

結局は電気屋の手違いであった。再度、生駒市の電気屋まで出て向いて調整してもらった。そうして、無事12チャンネルも2チャンネルも見えるようになった。最初の時はいらなかった電車の手荷物料を二度目には請求されるおまけまでついた。

ところが、そうまでして手に入れた12チャンネルを私は見た記憶が全くない。ほとんど見なかったのだろうと思う。

そういう私を、母は何も言わないでいてくれた。あのとき、「どうして見ないの」「見るために生駒まで行ったんでしょ」「見たら、成績が上がるのよ、みんな言うてはるやんか。成績あがりたくないのん」などは、一切言わなかった。だから、私は救われたと思う。

(文責 中川)

しかし、どういう訳か2チャンネルが映らなくなっていった。父は2チャンネルのニュースを見るのが楽しみだったので、すこぶる不機嫌になった。

「おまえが余計なことを言うから、2チャンネルが見られなくなった」と、不機嫌をぶつけて母をなじっていたのを覚えている。母のすまなさそうな顔を良く覚えている。

歴史民俗資料館
7月の花



ひおうぎ水仙

臨時休館のお知らせ

館内の除虫くん蒸実施のため、臨時休館いたします。どうぞご了承ください。

期間 7月9日(月)～13日(金)まで

い草刈り見学会

～昔のくらし実演体験会2～

昨年秋に植えたい草が、いよいよ収穫の時期をむかえます。灯芯の原料・い草の刈り取りや乾燥の作業を見学できます。ご希望により体験もできます。

日時 7月5日(木)

午前9時～

参加費 入館料が必要です

申込み 館へ申し込んでください

※天候等の事情により、日程を変更する場合がありますので、館へお問い合わせ下さい。



い草刈り

～昔のくらし実演体験会3～

かんぴょう作り体験

ゆうがおの実を専用のカンナでそぎ、乾燥させてかんぴょうを作ります。はじめての方も挑戦してみませんか。

日時 7月22日(日)

午前9時～11時

参加費 入館料と材料費200円

申込み 10名まで(申込み順)

先に館へ申し込んで下さい。

※必要なタオルを数枚ご持参ください。



かんぴょう作り

灯芯ひき

体験会

わらぞうり作り

い草から灯芯を取り出す伝統技術は、当町で長らく育まれたものです。夏休み期間、貴重な技に触れてみませんか。手作りのわらぞうり作りも同時に開催します。

日時 7月29日(日)

午後1時30分～3時30分

参加費 入館料が必要です。

申込み それぞれ10名まで(申込み順)

先に館へ申し込んで下さい。

※ぞうり作り参加の方はズボンで



ぞうり作り



灯芯ひき

お越しください。

※参加人数により、翌月に繰越し開催させていただきます。あらかじめご了承ください。

お問い合わせ・場所・申込み

安堵町歴史民俗資料館

(大字東安堵1322)

☎ 57-5090 FAX 57-8895

第15回奈良県高齢者いい歯のコンクール募集要項

応募資格 70歳以上で歯の健康な方(若干の欠損歯、かぶせ等可)

第12回、第13回、第14回の最優秀の方は応募できません

応募方法 官製ハガキに郵便番号、住所、氏名(ふりがな)、電話番号、生年月日、性別、齢を明記し、〒630-8002奈良市二条町2丁目9-2奈良県歯科医師会・高齢者いい歯のコンクール係迄

応募期限 平成19年8月31日(金)まで

審査および表彰

日時 平成19年9月27日(木) 正午～午後4時30分

場所 奈良市二条町2-9-2 奈良県歯科医師会館

※8020達成者には認定証が授与され、最優秀賞には後日、知事より表彰状が授与されます。

主催 奈良県歯科医師会

共催 奈良県 奈良県老人クラブ連合会

後援 奈良県老人クラブ連合会

昼食はお済ましの上、ご参加下さい。

※ご不明の点は、県歯科医師会まで

☎0742-33-0866

奈良県立西和養護学校の教育相談並びに学校見学会・体験学習について

奈良県立西和養護学校では、障害のある幼児や児童生徒の保護者

に対して、就学や療育・教育についての教育相談並びに学校見学会・体験学習を実施しています。

相談を希望される方は、直接学校までご連絡ください。

教育相談

小学部

月・金曜日(午前・午後)

中学部

火・木・金曜日(午前)

高等部

木・金曜日(午前)

学校見学会及び体験学習についてはお問合せください。

お問い合わせ

奈良県立西和養護学校

☎0745-73-2111 (問合せ窓口 教頭)

自衛隊各種学生等募集案内

自衛隊の将来の中核となる学生等を求めています。

受付期間 19年8月1日(水)～9月7日(金)

航空学生 高卒(見込み含む) 21才未満

一般曹候補生 18才以上27才未満 二等陸海空士 18才以上27才未満

※受付期間 19年9月7日(金)～9月28日(金)

防衛大学校学生 高卒(見込み含む) 21才未満

防衛医科大学校生 高卒(見込み含む) 21才未満

看護学生 高卒(見込み含む) 24才未満

防衛大学校推薦入学 9月5日(水)～9月7日(金)

※募集説明会を行います。(安堵町・斑鳩町合同) 7月28日(土) 13時30分～15時30分 斑鳩町中央公民館(視聴覚室)

※申込み、お問い合わせ 自衛隊奈良募集案内所

奈良市高天市町11 高天飯田ビル201

☎0742-27-5701

平成19年度 吉野川 マナーアップキャンペーン 事業について

<http://www.mod.go.jp/pco/nara>

1. 目的

美しい自然や清流を求めて吉野川(流域河川を含む)を訪れる行楽客やキャンプ客、釣り客等が残していくごみの処理が、流域の市町村に過大な負担となつていきます。さらに、投棄されたごみなどにより、河川の水質にも影響を及ぼすようになっていきます。

吉野川には流域の人のみでなく奈良県民全てにとってよいほど恩恵をつけています。

この吉野川の自然や清流を守るため、行楽客やキャンプ客、釣り客等に対し、ごみの持ち帰りなどのマナー向上についての啓発活動を行います。

2. 期間

7月21日(土)～8月31日(金) (行楽客が多く訪れる夏休みの期間中)

安堵町書芸展の

お知らせ

期間 7月19日(木)～22日(日)
場所 トーク安堵カルチャーセンター 展示ホール

出品要領

出品資格 町内在住及び町内在勤者

出品点数 一人一点

大きさ 自由

ただし、すべての作品について額装または表装のこと

申込み・搬入期間

7月12日(木)～15日(日)

搬出日

7月23日(月)

その他 出品は無料です。

作品につきましましては、細心の注意をいたしますが、万一破損・汚損の場合は責任は負いませんのでご了承願います。

お問い合わせ トーク安堵カルチャーセンター

☎57-22801

コーラスあんどユー

会員募集

私たちと一緒に楽しく歌ってみませんか。興味・関心のある人は、いつでも見学に来てください。

老若男女を問わず、お子さん連れでも結構です。気軽に参加してください。

練習時間 月曜日(月3回)

午前10時～正午

練習場所 トーク安堵カルチャーセンター多目的ホールまたは研修室

指導者 指揮 小杉 恵 先生

伴奏 梅本祐子 先生

お問い合わせ

代表 ☎竹内 57-3787

健康ポスター入選作品



7月人権、行政相談日

相談日 7月11日(水)

時間 午後1時～3時

場所 役場3階会議室

※相談は無料で、秘密は守られます。

お気軽にご相談ください。

ほっと安堵 朝市

新鮮な野菜をより安く

安心・安全な町内の朝取り野菜を安価でご提供します

毎週日曜 朝9時より
安堵中学校南側

■主催：ほっと安堵朝市実行委員会

■お問い合わせ：役場産業課 ☎57-1511

毎月第1日曜日 先着100名様に花の苗などを無料配布しています。
(農地・水・環境保全対策事業への取組)



売り切れ
次第閉店させ
て頂きます



雨天でも開催
しています

夏のおたのしみ会

7月24日(火)

2:00～3:30

福祉保健センター
2F 視聴覚室

大井のげき

ヘンゼルとグレーテルほか

ねじやらし

大会のお知らせ

軽スポーツの集い

日時 7月28日(土)

午前9時集合

種目 ソフトバレーボール

インディアカ

フリーテニス

バウンドテニス

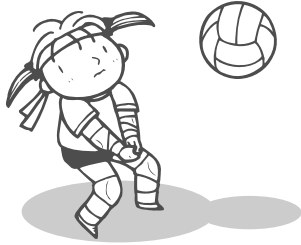
場所 安堵中央公園体育館

参加資格 町在住者・在勤者・年

齢不問

親子での参加歓迎

受付 当日受付



大会結果

第33回軟式野球大会

日時 4月15日(日)

優勝 岩井ビニール工業

2位 住江織物

第44回生駒郡民体育大会

日時 5月13日(日)

◎バドミントン(男女)の部

優勝 安堵町安堵バドミントン

クラブ

◎ゲートボールの部

優勝 安堵町安堵チーム

◎ソフトボールの部

準優勝 安堵町チーム

室内外競技とも熱戦が繰り広げられ、他の種目においても、精一杯健闘されました。優勝チームは、生駒郡の代表として、県民体育大会に出場されます。安堵町代表として郡大会に出場していただきました選手のみなさま、ご苦労様でした。

お問い合わせ 安堵中央公園体育館

☎0743-58-4011まで

体育施設からのお知らせ

7月1日から施設の使用時間及び休館日・休場日が変わります。

休館日・休場日は毎週火曜日

(火曜日が祝日のときは、直後の平日)及び年末年始(12月28日から

1月4日)

7月1日から施設の使用料が変わります。

※使用時間・施設使用料等の詳細

については、4月広報 体育施設のお知らせをご覧ください。

お問い合わせ・申請手続き

安堵中央公園体育館

☎0743-58-4011



安堵町教育委員会主催 夏休み水泳教室のお知らせ

日時 7月31日(火)～8月5日

(日)の6日間

午前9時～午前11時30分

場所 安堵小学校プール

対象 25m泳げない児童(小学1

年生～6年生)

定員 70名(定員になり次第締め

切ります。)

参加費 無料(ただし、保険代

500円は別途必要)

申込み 7月18日(水)～20日

(金)までに印鑑・保険代を持参

の上、安堵中央公園体育館まで

直接お越し下さい。電話及び家

族以外の方の申込みはできません。

受付時間 午前9時～午後5時

お問い合わせ 安堵中央公園体育館

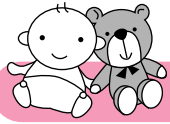
☎0743-58-4011



訂正とお詫び

広報の6月号で、卓球大会の結果において、一般女子の部の2位入賞者を「吉田敏子様」と掲載いたしました。正しくは「吉田康子様」です。

訂正して、お詫び申し上げます。



こども

健康カレンダー

事業名	日時	対象	持ちもの	内容等
7 か月児健康相談	7月10日(火) 午前10時～10時 30分受付 *受付時間がいつもより30分遅くなっています。	満6・7か月児	母子健康手帳 アンケート用紙 バスタオル	身体計測、栄養・育児相談、絵本との出会い
10 か月児健康診査	7月10日(火) 午後1時30分～2時受付	満9・10か月児		身体計測、医師診察、栄養・育児相談
3歳6か月児健康診査	7月10日(火) 午後2時15分～2時35分受付	平成15年11月9日～平成16年1月10日生まれの児	母子健康手帳・アンケート用紙・尿50cc	身体計測、内科健診、栄養・育児相談
2歳児親子歯科健康診査	7月26日(木) 午前9時20分より受付 *時間を区切り指定します。	平成17年2月9日～7月26日生まれの児	母子健康手帳・アンケート用紙・普段使っている歯ブラシ・コップ・タオル *フッ素を塗ると30分間飲食しないことが勧められています。お茶などが必要な方はお持ちください。	歯科診察・相談、フッ素塗布、ペープサート *保護者の方は希望により歯周疾患健診があります。(料金：200円)

※対象者には通知します。

※場所はいずれも福祉保健センター



おとな

事業名	日時	対象	持ちもの	内容等
健康相談(役場ロビー)	7月5日(木)・8月3日(金) 午前9時～10時30分受付	町住民	健康手帳	血圧・体脂肪・腹囲測定、尿検査、開眼片足立ち、健診後の健康相談としてもご活用ください。 ※8月3日(金)は管理栄養士による相談があります。

お問い合わせ 福祉保健センター内健康福祉課 ☎57-1591 FAX57-1592

食中毒予防の3原則

食中毒の原因菌・ウイルスを

1 につけない

- 洗う
食品や手、調理器具はしっかりと洗う。
- 包む
食品は包んで保存する。

2 増やさない

- 温度管理
室内に放置せず冷蔵庫に保存する。
- 早く食べる
作った料理は早めに食べる。

3 消滅する

- 加熱
食品内部まで十分に加熱する。
- 調理器具
定期的に消毒をする。

食事プラス運動で改善
メタボリックシンドローム

六月号で、メタボリックシンドロームの改善・予防にかかせない食事についてお話ししました。今月号は、食事を見直し、数kg減量した体重を維持（リバウンドの防止）、さらに減量が必要な人には、かかせない運動についてです。

(運動の種類)

次の3つの運動をバランスよく組み合わせることで、効率よくエネルギーを消費できます。

1、**有酸素運動**：脂肪は**酸素がないと燃えません**。効率よく脂肪を燃やし、心臓や肺を丈夫にして、疲れにくい体をつくる。ウォーキングやサイクリング等

2、**筋力トレーニング**：筋肉をつけることで、**基礎代謝が高い**。太りにくい体をつくる。
*基礎代謝とは、寝ているとき

など、何もしていない安静な状態でも生命維持のために消費するエネルギーのこと。年齢とともに減っていく傾向にある。

3、**ストレッチング**：柔軟性を高め、けがを防ぎ、血液やリンパの流れをよくして、全身の新陳代謝を活発にする。

(構えず日常生活の中から)

スポーツだけが運動ではありません。今の生活にプラスして、身体活動量を増やすこともひとつです。ふだんから心がけている方も、さらにプラスすることが、減量には必要です。意識して、プラスできることはありませんか。

- だらだら歩きを背筋を伸ばし歩幅を大きく
- 入り口から遠くに車を止める!
- 家事中やテレビを見ながら筋力トレーニングを!
- 万歩計をつけ、歩数を増やす励みに!
- 階段を使う!

このバランスがとれていれば太らない

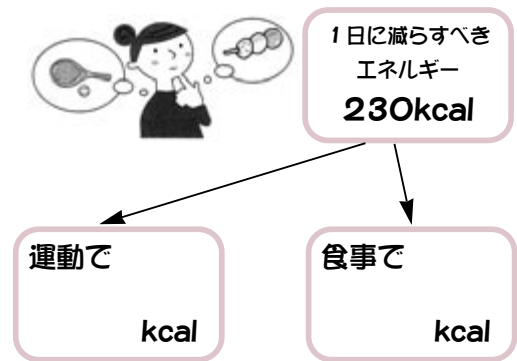
摂取エネルギー (食べる・飲む)

消費エネルギー (基礎代謝+活動)

先月号でお話した、1ヶ月で

1kg減らすには、1日230kcal

消費する必要があります。無理なく減量するには、食事と運動を組み合わせていくこと。自分の目標、計画を書いてみましょう。



<p>ランニング</p> <p>体重×km=消費kcal</p>	<p>ウォーキング</p> <p>・ 1/2 体重×km=消費kcal (例) 体重60kgの人が1km歩くと30kcal消費 ・ 1時間のウォーキング=230kcal消費</p>
---	---

30kcalは、飴2個、アーモンドチョコ1個と同じ。

230kcalは、あんぱん1つ、せんべい3枚、ウィンナー3本と同じ。

さあーはじめてようと意気込んだ方、運動を始めるきっかけがほしいという方等々、次のページの教室が、あなたのその気持ちに応援します。

《関連記事が次頁に続きます》

(覚えておこう!)

『マシーンを使って運動習慣を身につけよう！教室』参加者募集

日時	主な内容	持ち物	場所
7月11日(水) 9時30分～12時	・安堵町運動普及ボランティアさんによる体線 ・簡易体力測定	健康手帳、タオル、お茶、 体育館シューズ、動きやすい服装でお越しください。 参加費：300円、トレーニングルーム使用時は使用料300円	安堵中央公園体育館
7月20日(金) 13時～15時30分	・マシーンを使おう(おさらい) ・家でできる簡単体操、筋トレ		
8月6日(月) 13時～15時30分	・マシーンを使おう(各々のマシーンプログラムで実践) ・歩き方ひとつでこう変わる		
8月20日(月) 13時30分～4時	・マシーンを使おう③ ・リズム体操		
9月3日(月) 13時30分～4時	・マシーンを使おう④ ・リズム体操		

安堵中央公園体育館トレーニングルーム講習会を今までに受講したことがない人は、第3日・月(7/15・16)に受講していただきます。

申込み：7月9日(月)までに福祉保健センター内健康福祉課へ先着20名まで
☎ 57-1591 FAX 57-1592

health

みんなで健康

Kiwi Information July 2007

ガレス ロックヘッド
Gareth Lochhead

(外国語指導助手・ALT)

Kia Ora Ando town. July is winter in New Zealand. Skiing is a popular winter passtime in New Zealand. Do you know the story of skiing?

Ancient people in Scandinavia used flat wood attached to their feet to slide across the snow. In the 19th century Norway, special clips were invented so that skiers could turn while going down hill.

There are different kinds of skiing. In cross-country skiing, people travel across mostly flat ground. This is popular in Scandinavia and Alaska (USA). In alpine skiing, people catch lifts up a mountain before skiing down. This style is popular in many parts of Europe, Canada, North America, Japan and New Zealand.

There is a ski field not far from my family's home. It is the Mount Hutt ski field. In summer, there is no snow there but during winter and spring people come from all over New Zealand and from other countries to ski.

安堵町の皆さん、こんにちは。ニュージーランドは7月は冬です。スキーはニュージーランドでは人気のある冬のスポーツです。みなさんはスキーについての話を知っていますか？

スカンジナビア(ここではデンマーク、ノルウェー、スウェーデン、フィンランドのことをいいます)に住む昔の人々は雪の上をスムーズに進むことができるように、足に平らな木の板をつけていました。それが19世紀のノルウェーでは、雪国の人たちが下り坂を曲がることできるように、特別な留め金が発明されました。

スキーにもいろいろな種目があります。クロスカントリースキーは、スキーヤーは平坦なところを滑っています。これはスカンジナビアとアメリカのアラスカで人気がある種目です。アルペンスキーは、スキーヤーはリフトに乗って山の上に登り、滑降していく種目です。このスタイルはヨーロッパ、カナダ、北アメリカ、日本、そしてニュージーランドで人気がある種目です。

わたしの家からそう遠くないところにスキー場があります。それはマウントハットスキー場といいます。夏には雪はないですが、冬と春にはたくさんの雪が積もり、ニュージーランド中や、他の国からもたくさんの人たちがスキーをするためにやってきます。

担当：安堵中 松村

本の窓

安堵町福祉保健センター図書室
福祉保健センター 2階
☎57-1590 FAX57-1592
【利用時間】 午前10時～午後5時

図書カレンダー●は利用日

7月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

お知らせ

奈良県立図書情報館でお借りになった本を、安堵町福祉保健センター図書室で返却できるようになりました。また奈良県内のどの図書館の本でも図書室を通じて借りることもできます。受付でお尋ねください。

おとなの本棚

超図解World2007 総合編
人間は遺伝か環境か？ 遺伝的プログラム論
NHK世界遺産100 (6～8)
道の駅オールガイド
カエルの鼻
ビーズモチーフの仲間たち
還らざる道 (内田康夫)
ナイチンゲールの沈黙 (海堂尊)
恋空 (美嘉)
水曜の朝、午前3時 (蓮見圭一)



マクロビオティック
ダイエット



月下の恋人

こどもの本棚

宇宙飛行士大図鑑
むしとあっぷっぷ
うみはおおきい うみはすごい
銀のロバ
灼眼のシャナ14
ナイトミュージアム



天と地の守り人



なつのかいじゅう

絵本

森のいのち
あっちゃんのはたけ
ガットンゴットン



ねこじゃらし
おはなし会

7月7日(土)
8月4日(土)

「小さい子の時間」(2・3歳～)

午後2時～2時20分

「大きい子の時間」(5歳～)

午後2時30分～3時

◎おはなし・絵本・紙芝居

◎場所：図書室

工作クラブ

7月25日(水)
午後4時～5時

◎場所：福祉保健センター会議室

◎道具はこちらで用意いたします。

◎無料です。

お気軽に！



ママらっこ

パトカー
と写真を
とろう！

●7月13日(金)
「子どもを事故
と犯罪から守る」

西和警察署の協力により実施
今回は年齢制限がありません。
写真をとる方はカメラをご持参下さい。

●8月10日(金)
「水遊び」

(雨天の時は室内遊び)
持ち物 スイムパンツ 帽子
バスタオル 着替え
午前10時30分～
福祉保健センター3階

絵本のひろば

子どもが泣いても、おしゃべりしても大丈夫。
絵本の読み聞かせ、手遊びは11時から

7月6日(金)

7月20日(金)

8月3日(金)

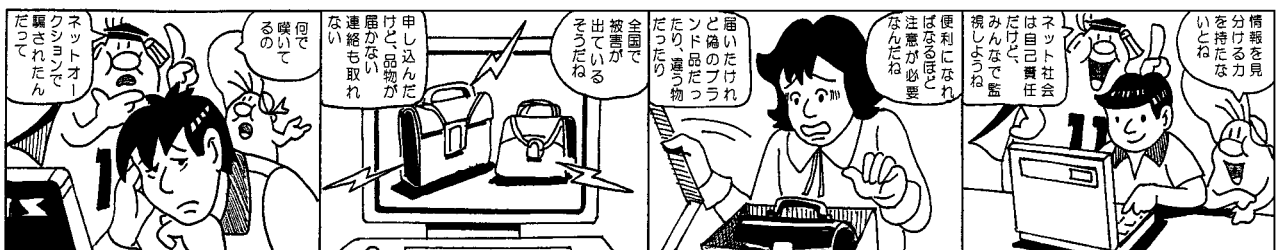
8月17日(金)

午前10時30分～正午
(入退出自由)

主催 子育てボランティア
Be一輪

てんいち先生

「てんいち」とは、てん(英語の10)と、いち(1)を合わせて「11」(毎月11日は人権を確かめあう日)という意味です。



安堵町人権・同和問題啓発活動推進本部

毎月11日は人権を確かめあう日です

ふるさと安堵風土記

No.73

今村文吾の墓碑⑨

かつて伴林光平より国学の教授を受けた額安寺（大和郡山市額田部寺町）まで何とか逃れて一宿を乞いてみたものの、発覚をひどく恐れる寺僧にはどうしても聞き入れられず、

食事ばかり済ませた伴林は、夜更け頃失意のままに寺を後にしたのでした。ここで先行して状況を探りに出た平岡鳩平と、駒塚で落ち合う約束をして別れ、北山郷からお供する江戸出身の西田稲夫（一説には野村ともいう）と今村文吾宅（東安堵・現安堵町歴史民俗資料館）までたどり着いたのです（『南山踏雲録』『伴林光平全集』一九四四年刊）。

今村邸に関して、伴林は

「安堵村、此所ハ夜昼トナク暇アルカキリハ往カヒテ遊ヒシナレハ、

ソバロニ涙落テナツカシカリシカト、後ノ災イカ、アラントテ立ヨラス、北表ノ高墻ノ外ニ暫時立休ヒテ、サテ云々シテ心ナラネトモ、強テ立去リテ、此三年ハカリ吾居シ駒塚ノ草莽へ帰来ルホト、（下略）」（石版本「南山踏雲録」と文吾へ懐旧の念と配慮から、そのまま立去った記述が残されています）。

ところが伝承として、同行者の西田稲夫に中村順三（現天理市標本在住・晩翠堂門下生）を呼び出させて状況を聞き、来客が多い事を知って文吾へ後事を託す書と、息子左京への手紙を記し金銭とともに手渡したとされています（『大和人物志』（一九〇九年奈良県庁刊）。この手紙が現存し『安堵村史』三二二頁）、今村家に伝えられました。

今村邸表門横の茶室の丸窓は、これらの手紙を投げ入れた場所とも言われています。

一方、今村氏ご縁族の方の伝聞に

よると、当時今村邸表の塀はすべてが築地塀ではなく、西方の一部は小笹の生垣になっていたそうで、それより邸内に入ることも可能であったといえます。つまり「南山踏雲録」の記述は実際と違っており、会わず仕舞いではありましたが、少なくとも今村文吾に伴林の無事が知らされたのです。



北島治房著「今村松齋翁略歴」



今村邸門前（安堵町歴史民俗資料館）